参考資料５

里親制度・各施設等の概要

こども家庭庁支援局家庭福祉課

こどもまんなか
こども家庭庁

里　親　制　度　の　概　要

○里親制度は、児童福祉法第27条第１項第３号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）の養育を委託する制度であり、その推進を図るため、
・平成14年度に親族里親、専門里親を創設
・平成20年の児童福祉法改正で、「養育里親」と「養子縁組を希望する里親」とを制度上区分
・平成21年度から、養育里親と専門里親について、研修を義務化
・平成29年度から、里親の新規開拓から委託児童の自立支援までの一貫した里親支援を都道府県（児童相談所）の業務として位置付けるとともに、養子縁組里親を法定化し、研修を義務化
○里親が同時に養育する委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は６人まで（委託児童については４人まで）
なお専門里親については委託児童２人まで
※里親が行う養育に関する最低基準第17条第１項及び第２項

種類	総数	養育里親	うち専門里親	養子縁組里親	親族里親
対象児童		要保護児童	次に挙げる要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めたもの ①児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童 ②非行等の問題を有する児童 ③身体障害、知的障害又は精神障害がある児童	要保護児童	次の要件に該当する要保護児童 ①当該親族里親に扶養義務のある児童 ②児童の両親その他当該児童を現に監護する者が死亡、行方不明、拘禁、入院等の状態となったことにより、これらの者により、養育が期待できないこと
登録里親数	17,381世帯	14,725世帯	712世帯	7,364世帯	632世帯
委託里親数	5,181世帯	4,180世帯	170世帯	326世帯	580世帯
委託児童数	6,406人	5,027人	208人	353人	818人

※里親数・児童数は福祉行政報告例（令和6年3月末現在）
※なお、総数については各里親類型間に重複があるため一致しない

里親に支給される手当等
※令和７年度単価

- 里親手当（月額）　養育里親　90,000円（2人目以降も同額）　専門里親　141,000円（2人目も同額）
  ※令和２年度から２人目以降の手当額を１人目と同額まで増額
- 一般生活費（食費、被服費等。1人当たり月額）乳児　65,910円、　乳児以外　57,080円
- その他（幼稚園・保育所費、教育費、入進学支度金、就職支度費、大学進学等支度費、医療費、通院費等）

ファミリーホーム（小規模住居型児童養育事業）の概要

１．事業内容

ファミリーホームは、養育者の家庭に児童を迎え入れて養育を行う家庭養護の一環として、要保護児童（保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）に対し、この事業を行う住居において、児童間の相互作用を活かしつつ、児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、児童の自立を支援する。

２．法律上の根拠

児童福祉法第６条の３第８項

３．実施主体

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

４．運営主体（事業者）

都道府県知事等が適当と認めた者

５．職員配置について

養育者２名（配偶者）＋補助者１名、又は養育者１名＋補助者２名
個別対応職員１名（加算職員。ただし、個別の対応が必要であると都道府県知事等が認めたこどもがいる場合に限る。）
※　養育者は、ファミリーホームを行う住居に生活の本拠を置く者に限る。

６．ホームへの入居

児童福祉法第27条第１項第３号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童の養育を委託

７．補助根拠

児童福祉法第５３条

８．補助率

１／２（国１／２、都道府県･指定都市・児童相談所設置市１／２）

９．ホーム数、委託児童数

ホーム数：４８７か所、委託児童数：１，８１０人　※福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

乳　児　院　の　概　要

１．目的

乳児院は、乳児（保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。）を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第37条）

＜対象児の具体例＞　・父母が死亡、行方不明となっている乳児
・父母が養育を放棄している乳児
・父母の疾病等により父母による養育が困難な乳児

２．実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

３．設備について

寝室（乳幼児1人2.47㎡以上）、観察室（乳児1人1.65㎡以上）、診察室、病室、ほふく室、相談室、調理室、浴室、便所

※　乳幼児が10人以上いる場合の基準。10人未満の場合は別途規定

４．施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
147か所	3,753人	2,316人

（出典）福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

５．職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	１人
医師又は嘱託医	必置	１人
看護師 保育士 児童指導員	（乳幼児10人以上の場合） ０～１歳児　1.6人につき１人 ２歳児　2.0人につき１人 幼児（３歳以上）　4.0人につき１人 （乳幼児10人未満の場合） ７人（ただし、看護師は７人のうち１人以上）	（乳幼児10人以上の場合） ０～１歳児　1.3～1.6人につき１人 ２歳児　2.0人につき１人 幼児（３歳以上）　3.0～4.0人につき１人 ※高機能化された生活単位　乳幼児0.8人つき１人 （乳幼児10人未満の場合） ７人（ただし、看護師は７人のうち１人以上）
個別対応職員	必置	１人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	１～２人
家庭支援専門相談員	必置	１～３人
里親支援専門相談員	－	１～２人
栄養士	必置	１人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	乳幼児10人未満の施設の場合１人 乳幼児10人以上30人未満の施設の場合４人（30人定員以降、定員が10人増加するたびに１人加配）
事務職員	－	１人

児 童 養 護 施 設 の 概 要

１．目的

児童養護施設は、保護者のない児童（乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。）、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第41条）

＜対象児の具体例＞　・父母が死亡、行方不明となっている児童
・父母等から虐待を受けている児童
・父母が養育を放棄している児童

２．実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

３．設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、乳幼児のみは定員6人以下、1人3.3㎡以上、年齢に応じて男女別とする）、相談室、調理室、浴室、便所（男女別、少数の児童の場合を除く）、医務室及び静養室（児童30人以上の場合）、職業指導に必要な設備（年齢、適性等に応じて設置）

４．施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
607か所	28,966人	22,162人

（出典）福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

５．職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	１人
児童指導員 保育士	（本体施設） ０～１歳児　1.6人につき１人 ２歳児　2.0人につき１人 幼児（３歳以上）　4.0人につき１人 児童（小学生以上）　5.5人につき１人 （地域小規模児童養護施設等） －	（本体施設） ０～１歳児　1.3～1.6人につき１人 ２歳児　2.0人につき１人 幼児（３歳以上）　3.0～4.0人につき１人 児童（小学生以上）　4.0～5.5人につき１人 ※高機能化された生活単位　児童１人につき１人 （地域小規模児童養護施設等） ４～６人
個別対応職員	必置	１人
心理療法担当職員	必置（ただし心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合に限る）	１～２人
家庭支援専門相談員	必置	１～３人
里親支援専門相談員	－	１～２人
自立支援担当職員	－	１人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	１人
栄養士	必置（ただし40人以下の施設の場合、配置しないことが可能）	１人
調理員	必置（ただし調理業務の全部を外部委託する場合、配置しないことが可能）	児童90人未満の施設の場合４人（90人定員以降、定員が30人増加するたびに１人加配）
看護師	０～１歳児1.6人につき１人（ただし１人を下ることはできない）	同左

児童心理治療施設の概要

１．目的

児童心理治療施設は、家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を、短期間入所させ、又は保護者の下から通わせて、社会生活に適応するために必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行い、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第43条の２）　*※平成28年の児童福祉法改正により「情緒障害児短期治療施設」から名称変更*

＜対象児の具体例＞　・場面緘黙、チック、不登校、集団不適応、多動性障害や広汎性発達障害など
＜保護者を含めたケア＞　・虐待を受けた児童、保護者及び家族全体を対象とした心理療法である家族療法を実施

※　家族療法事業とは、親子相談室、心理治療室、宿泊治療室等の設備を設け、児童とその家族に対し、面接治療、宿泊治療、親子レクリエーション、家族訪問治療等を行うもの。

２．実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

３．設備について

児童の居室（1室の定員4人以下、1人4.95㎡以上、男女別とする）、医務室、静養室、遊戯室、観察室、心理検査室、相談室、工作室、調理室、浴室、便所 （男女別、少数の児童の場合を除く。）

４．施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
53か所	2,007人	1,287人

（出典）福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

５．職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	１人
医師	必置	１人
心理療法担当職員	必置（児童10人につき１人）	児童７～10人につき１人
看護師	必置	１人
児童指導員、保育士	必置（児童4.5人につき１人）	児童３～4.5人につき１人
家庭支援専門相談員	必置	１～２人

児童自立支援施設の概要

１．目的

児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第44条）

＜対象児の具体例＞
・窃盗を行った児童、浮浪・家出等の問題のある児童、性非行を行った児童

２．実施主体について

都道府県、指定都市、児童相談所設置市

３．設備について

・学科指導に関する設備は、学校教育法を準用
・児童養護施設の設備の規定を準用（乳幼児の居室に関する規定は除く。男女の居室は別。）

４．施設数、定員、現員数

施設数	定員	現員数
58か所	3,333人	1,130人

（※１）家庭福祉課調べ（令和６年10月１日現在）
（※２）国立２施設を含む。

５．職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	１人
児童自立支援専門員 児童生活支援員	必置（児童4.5人につき１人）	児童３～4.5人につき１人
個別対応職員	必置	１人
家庭支援専門相談員	必置	１～２人
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある児童が10人以上いる場合又は定員10人につき心理療法担当職員を１人配置する場合に限る）	１～２人又は児童10人につき１人
職業指導員	必置（ただし実習設備を設けて職業指導を行う場合に限る）	１人
自立支援担当職員	―	１人

母子生活支援施設の概要

１．目的

母子生活支援施設は、配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。（児童福祉法第38条）

＜対象者の具体例＞
・経済的に困窮している女子、配偶者からの暴力を受けている女子

２．実施主体について

都道府県、指定都市、中核市、市及び福祉事務所設置町村

３．設備について

母子室（調理設備、浴室、便所、1世帯1室以上、30㎡以上）、集会、学習等を行う室、相談室、保育所に準ずる設備（付近の保育所等が利用できない場合）、静養室（乳幼児30人未満）、医務室及び静養室（乳幼児30人以上）

４．施設数、定員、入所者数

施設数	定員	入所世帯	入所児童数
205か所	4,241世帯	3,212世帯	5,291人

（出典）福祉行政報告例（令和6年3月末現在）

５．職員配置について

主な職種	設備運営基準上の人員配置基準	措置費上の配置職員（加算職員を含む）
施設長	必置	１人
母子支援員	必置	10世帯未満　１人 10～19世帯　２人 20世帯以上　３人 ※40世帯以上の場合　１人加算（非常勤）
保育士	必置（ただし、保育所に準ずる設備がある場合に限る）	１乳幼児30人につき１人（ただし１人を下ることはできない） ※保育機能強化加算　１人加算
少年指導員兼事務員	必置	10世帯以上　１～２人 20世帯以上　２～３人 30世帯以上　２～４人 ※40世帯以上の場合　１人加算（非常勤）
心理療法担当職員	必置（ただし、心理療法を行う必要がある母子が10人以上いる場合に限る）	１～２人
個別対応職員	必置（ただし、DV等により個別支援を必要とする母子がいる場合に限る）	１人